

# 介護サービス事業者の 業務管理体制の整備に 係る届出等について

---

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課

# 業務管理体制の整備

## 【業務管理体制整備の内容】

法令遵守責任者  
の選任

20未満

法令遵守  
マニュアルの整備

法令遵守責任者  
の選任

法令遵守に  
係る監査

法令遵守  
マニュアルの整備

法令遵守責任者  
の選任

100以上

指定又は許可を受けている事業所数  
(みなし事業所を除く)

# 業務管理体制の届出について

## 【事業所等の数え方】

- 事業所等の数については、その指定を受けた **サービス種別ごとに 1 事業所と数える。**
- 事業所等の数には、**介護予防及び介護予防支援事業所を含むが、みなし事業所は除く。**  
(「みなし事業所」とは、病院等が行う居宅サービスについて、健康保険法による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険法の指定があったとみなされている事業所のこと。)
- **総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除く。**

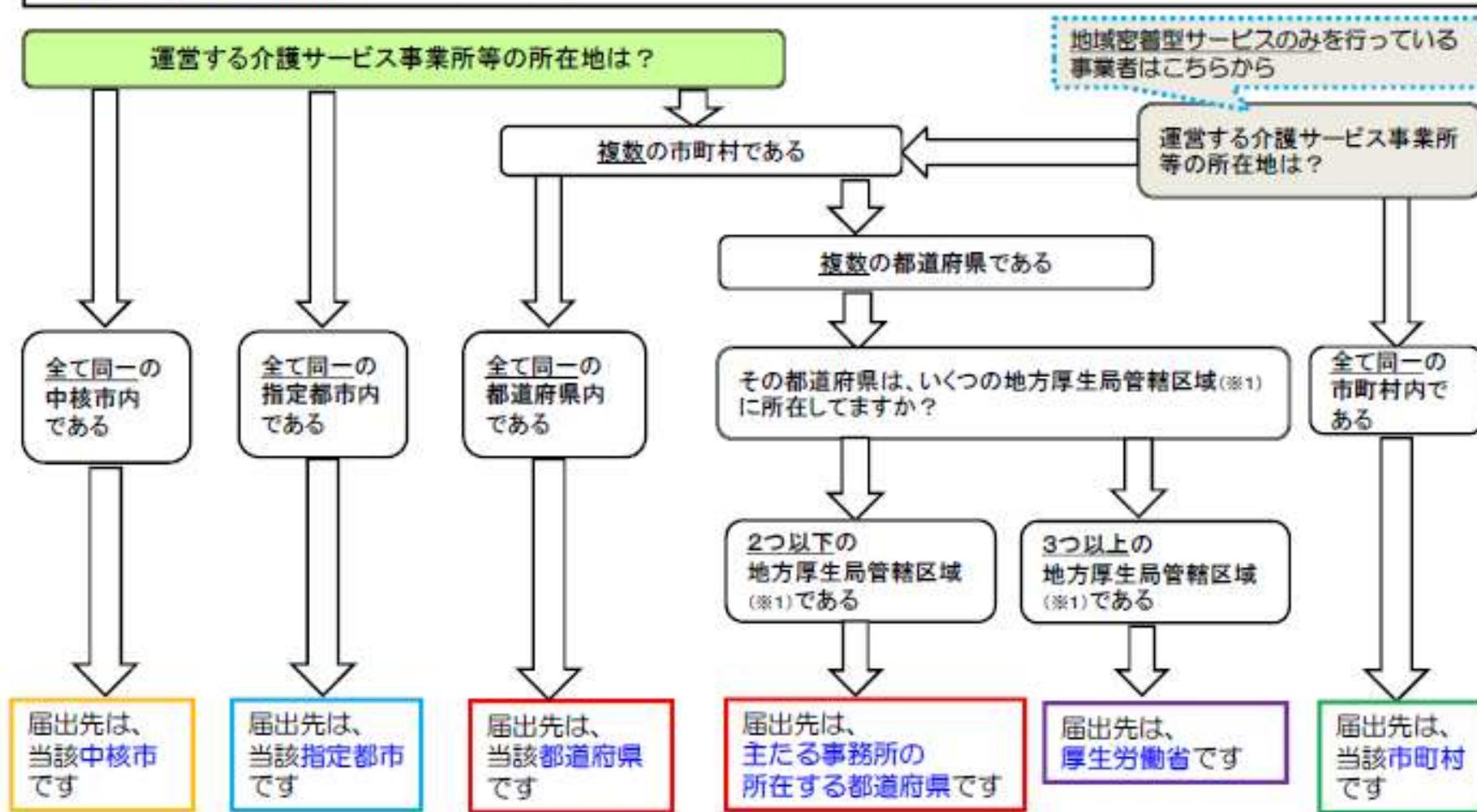
# 業務管理体制の届出先

区分	届出先
① 事業所等が3以上の地方厚生局の区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所等が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 全ての事業所等が同一指定都市内に所在する事業者	指定都市の長
④ 全ての事業所等が同一中核市内に所在する事業者	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス（予防含む）のみ行う事業者で、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	各市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事 

# 業務管理体制の届出先

## ○ 業務管理体制の整備に関する届出先の行政機関について

業務管理体制の整備に関する届出書の届出先は、国・都道府県・指定都市・中核市・市町村に分かれており、介護サービス事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。



# 業務管理体制の届出（様式）

第2号様式

添付書類

企画医療法施行規則の32第3項に基づく異常警報体制に係る照会書（照会事項の文面）

令和 年 月 日

異常警報事

由

事業者名： 移

代表者名：

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号 A

変更があった事項

- 1. 患人の種別、名称（フリガナ）
- 2. 主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- 3. 代表者氏名（フリガナ）、生年月日
- 4. 代表者の住所、略名
- 5. 事業所名前等及び所在地
- 6. 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
- 7. 事業者が法令に適合することを確保するための規程の該要
- 8. 事業執行の従属の監査の方針の概要

変更の内容

（変更前）

（変更後）

連絡先	所在地 （フリガナ） 氏名	メール アドレス	電話 番号 FAX 番号

青森県ホームページ「介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出等」  
([https://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/kaigo\\_gyoumukanritaisei\\_seibi\\_tou.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/kaigo_gyoumukanritaisei_seibi_tou.html))に掲載

# 業務管理体制のホームページ

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出等

事業者（法人）番号一覧表(R7.10.7時点)[470KB]⊕

業務管理体制整備の届出を受理した際に付与した「事業者（法人）番号」をお知らせしますので、ご確認ください（県に届出を行った事業者のみ）。  
また、届出された事業所等が一覧表に掲載されているかなどについてもご確認ください。

介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備が義務付けられています。  
介護サービス事業者等が整備すべき業務管理体制の届出は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

青森県介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱[65KB]

業務管理体制の整備に関する届出システム(https://www.laecomea.org/laecomea/)の運用が開始されています。  
整備に関する届出や届出事項の変更は本システムを使用します。詳しくは下記ファイルをご覧ください。

業務管理体制の整備に関する概要  
事業者版操作マニュアル  
自治体版操作マニュアル

上記システムを使用して届出などが可能となりましたが、これまでどおり下記様式により届け出ることも可能です。  
整備・区分の変更  
届出事項の変更

業務管理体制の整備内容

指定又は許可を受けている事業所等の数 (みなし事業所を除く)	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	業務執行の状況の監査
1以上20未満	届出要		
20以上100未満	届出要	届出要	
100以上	届出要	届出要	届出要

事業所等の数え方について（複数事業所の別紙への記入方法及びQ&A）



青森県ホームページ「介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出等」  
(https://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/kaigo\_gyoumukanritaisei\_seibi\_tou.html)

# 業務管理体制のホームページ

## 【届出内容の掲載】

県に届出された内容  
は一覧表で県ホーム  
ページに掲載

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出等

[事業者（法人）番号一覧表\(R7.10.7時点\)\[470KB\]](#)

業務管理体制整備の届出を受理した際に付与した「事業者（法人）番号」をお知らせしますので、ご確認ください（県に届出を行った事業者のみ）。  
また、届出された事業所等が一覧表に掲載されているかなどについてもご確認ください。

事業者 名称	業務管理体制の整備に関する届出事項							事業所番号	事業所名	サービス種別
	事業者（法人）番号	事業所数	規模	届出（変更）年月日	法令遵守責任者 氏名	規程	監査			
社会福祉法人○○○	A 0:2 0:0:0 0:0:0:0 0 0 0:0 0:0:0	1	小	平成○○年○月○日	△△△△			0000000000	特別養護老人ホーム□□□	51:福祉施設
社会福祉法人○○○	A 0:2 0:0:0 0:0:0:0 0 0 0:0 0:0:0	2	小	平成○○年○月○日	△△△△			0000000001	特別養護老人ホーム□□□	21:短期生活
社会福祉法人○○○	A 0:2 0:0:0 0:0:0:0 0 0 0:0 0:0:0	3	小	平成○○年○月○日	△△△△			0000000002	特別養護老人ホーム□□□	24:予防短期生活